

○倉敷市都市再生推進法人の指定等に関する規則

令和3年3月24日

倉敷市規則第45号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 法第118条第1項の規定による推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の都市再生推進法人指定申請書を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、申請者に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書類
- (4) 法人の組織、沿革及び事務分担を記載した書類
- (5) 申請書の提出の日が属する年度（次号において「申請年度」という。）の前年度及び前々年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 申請年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 推進法人として本市のまちづくりに資する活動の実績を示す書類
- (8) 法第119条に規定する業務に関する計画書
- (9) 前号の計画書に基づく活動地域を示す図面
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が所属していないことを誓約する書類
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定の決定等)

第3条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、指定の適否を決定し、所定の指定通知書又は不指定通知書により、申請者に通知するものとする。

(名称等の変更)

第4条 推進法人は、法第118条第3項の規定による変更をしようとするときは、所定の名称等変更届出書を市長に提出するものとする。

2 推進法人は、第2条第2項第8号の計画書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、所定の業務変更届出書を市長に提出するものとする。

(業務の報告)

第5条 推進法人は、推進法人としての事業年度の開始後は当該事業年度の事業計画書及び収支予算書を、事業年度の終了後は当該事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を速やかに市長に提出しなければならない。

(公示)

第6条 法第118条第2項若しくは第4項又は第121条第4項の規定による公示は、次の事項について行うものとする。

- (1) 指定、変更又は指定の取消しに係る推進法人の名称、住所及び事務所の所在地
- (2) 指定、変更又は指定の取消しの年月日
- (3) 変更の場合は、当該変更に係る事項

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、推進法人の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。